四半期報告書

(第16期第1四半期)

株式会社エムティーアイ

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期 レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に 綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	
第一部 【企業情報】	;
第1 【企業の概況】	;
1 【主要な経営指標等の推移】	:
2 【事業の内容】	;
3 【関係会社の状況】3	;
4 【従業員の状況】	;
第2 【事業の状況】4	Ŀ
1 【生産、受注及び販売の状況】4	F
2 【事業等のリスク】4	F
3 【経営上の重要な契約等】4	F
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 5	<u>,</u>
第3 【設備の状況】	
第4 【提出会社の状況】8	;
1 【株式等の状況】	;
2 【株価の推移】20	Э
3 【役員の状況】20	Э
第5 【経理の状況】2	1
1 【四半期連結財務諸表】22	2
2 【その他】38	3
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】39	9

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第16期第1四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社エムティーアイ

【英訳名】 MTI Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前 多 俊 宏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6323

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレート・サポート本部長 松 本 博

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6838

【事務連絡者氏名】 コーポレート・サポート本部 経理部長 兼 法務室担当 沖 野 俊 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期 第16期 第1四半期連結 第1四半期連結 累計(会計)期間 累計(会計)期間			
会計期間		自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日			
売上高	(千円)	7, 262, 743	7, 961, 105	30, 836, 621	
経常利益	(千円)	396, 403	895, 822	3, 132, 665	
四半期(当期)純利益	(千円)	242, 487	276, 518	1, 824, 916	
純資産額	(千円)	6, 786, 088	8, 141, 484	8, 259, 361	
総資産額	(千円)	12, 499, 690	14, 476, 959	15, 091, 391	
1株当たり純資産額	(円)	49, 943. 85	59, 568. 03	60, 929. 15	
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	1, 804. 52	2, 068. 39	13, 630. 48	
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	1, 793. 16	_	13, 629. 91	
自己資本比率	(%)	53. 7	55. 0	54. 0	
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	495, 506	228, 410	3, 175, 478	
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△233, 815	△575, 438	△1, 004, 442	
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△312, 509	△517, 957	△604, 395	
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高	(千円)	1, 481, 549	2, 234, 023	3, 099, 008	
従業員数	(名)	515	599	554	

⁽注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

² 第16期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

当第1四半期連結会計期間より連結の範囲を変更し、新たに株式を取得したJibe Mobile株式会社および株式会社リッスンジャパンならびに自己株式の取得により当社の議決権の所有割合が過半数を超えた MShift, Inc. の3社を新たに連結子会社として追加しました。その結果、関係会社は従来の8社から11社に増加しました。詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」および「同 注記事項 (企業結合等関係)」をご参照下さい。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の重要な関係会社になりました。

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の 所有割合	関係内容
(連結子会社) Jibe Mobile株式会社 (注)	東京都港区	260,000千円	デジタルコンテ ンツ、アプリケ ーションに関す る開発、運営、 ライセンス販売	84.6%	役員の兼任あり

⁽注)特定子会社です。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成22年12月31日現在

	1 // 4== 1 == / 4 == 1 : 2 ===
従業員数(名)	599 (127)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は() 内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

|--|

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績は次のとおりです。

販売高(千円)	前年同四半期比(%)
7, 961, 105	9.6

- (注) 1 当社グループは、携帯電話向けのコンテンツ配信(サイト運営)およびそれに関連したサービスを提供しており、事業セグメントは単一です。
 - 2 主な相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりです。

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
14十元	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	3, 140, 816	43. 3	3, 633, 781	45. 6
KDDI株式会社	2, 583, 553	35. 6	2, 756, 533	34. 6
ソフトバンクモバイル株式会社	1, 299, 214	17. 9	1, 289, 092	16. 2

⁽注) 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、Jibe Mobile株式会社との間で平成22年11月22日に投資契約を締結し、平成22年11月26日に同社が行った第三者割当増資を引受けました。その結果、同社は当社の連結子会社となりました。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間は、コンテンツ配信サービスにおいて、デコレーションメールや健康情報、占いなどプロモーションの費用対効果が高い分野の有料会員数拡大を図るとともに、各サイトにおいて収益力の強化に取り組みました。

デコレーションメールや占いでは、年末年始による需要拡大期に向けてモバイル広告を中心とした積極的なプロモーション展開を行い、有料会員数は順調に拡大させることができました。

健康情報でも、テレビCMなどによるプロモーション展開を図ったことにより、有料会員数を順調に拡大させることができました。

音楽系サービスでは、人気楽曲の獲得や効果的なプロモーション展開を実施し、音楽系全体の有料会員数を拡大することができました。

また、気象情報のプレミアム課金サービスの有料会員数拡大や、健康情報や占いにおける追加課金サービスの拡充に取り組み、収益力の強化を図りました。

これらにより、平成22年12月末の有料会員数は962万人(平成22年9月末比 24万人増)となり、当第 1四半期連結会計期間の売上高は、有料会員数が前年同四半期期末から100万人拡大したことにより 7,961百万円(前年同四半期期比9.6%増)となりました。

売上総利益は、増収効果に加えて、健康情報など原価率の低いサービスの構成比率拡大に伴う原価率の低下(前第1四半期連結会計期間28.1%から当第1四半期連結会計期間25.6%に低下)により、5,923百万円(同13.4%増)と大幅に増加しました。

営業利益、経常利益は、人件費、支払手数料などが増加したものの、売上総利益の大幅な増益や、プロモーション基準の厳格化による広告宣伝費の減少により902百万円(同126.9%増)、895百万円(同126.0%増)となりました。

四半期純利益は、経常利益の増益がありましたが、特別損失として264百万円の計上や、その税効果の影響により、276百万円(同14.0%増)となりました。

なお、平成22年11月にソーシャル電話帳アプリを提供するJibe Mobile株式会社を、同12月には音楽配信サービスや音楽情報を提供する株式会社リッスンジャパンおよび米国でモバイル・バンキング・ソリューション事業を展開するMShift, Inc. を子会社化しましたが、いずれの会社もみなし取得日を平成22年12月31日とし、当第1四半期連結会計期間では貸借対照表のみを連結しています。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は14,476百万円となり、平成22年9月末対比614百万円の減少となりました。

資産の部については、流動資産では売掛金が増加しましたが、主に現金及び預金の減少により1,090 百万円の減少となり、固定資産では主にのれん、ソフトウエアの増加により476百万円の増加となりま した。

負債の部については、流動負債では買掛金、未払金が増加しましたが、主に未払法人税等の減少により575百万円の減少となり、固定負債では長期借入金の減少がありましたが、主にその他固定負債(長期未払金)の増加により78百万円の増加となりました。

純資産の部については、四半期純利益として276百万円を計上しましたが、配当金の支払いにより117 百万円の減少となりました。

(3) キャッシュ・フロー状況の分析

当第1四半期連結会計期末の現金及び現金同等物は、前連結会計期間末対比864百万円減少の2,234百万円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況および要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払などによる資金流出がありましたが、税金等調整前四半期純利益や減価償却費などにより228百万円の資金流入(前年同四半期は495百万円の資金流入)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に子会社株式の取得による支出や、無形固定資産(主にソフトウエア)の取得による支出により575百万円の資金流出(前年同四半期は223百万円の資金流出)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払による支出などにより517百万円の資金流出(前年同四半期は312百万円の資金流出)となりました。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変 更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は11百万円です。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	447,600
計	447, 600

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	133, 688	133, 688	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株制度を採用していません
計	133, 688	133, 688	_	_

⁽注) 提出日現在発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

① 株主総会の特別決議(平成17年12月23日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	379
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	758
新株予約権の行使時の払込金額(円)	228, 707
新株予約権の行使期間	税制適格 平成20年3月1日から 平成23年9月30日 税制非適格 平成19年3月1日から 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 228,707 資本組入額 114,354
新株予約権の行使の条件	(ア)税制商品の時法の時代を表別のでは、 を報利では、 を報刊を表別のでは、 を報刊を表別のでは、 を報刊を表別のでは、 を報刊を表別のでは、 を報刊のでは、 を報刊のでは、 を報刊のでは、 を報刊のでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のので
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要 する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times $\frac{1}{$ 分割・併合の比率

3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

既発行株式数 + 新規発行(処分)株式数 \times 1 株当たり払込(処分)金額

調整後行使価額 = 調整前行使価額×-

既発行株式数+新規発行(処分)による増加株式数

新規発行(処分)前の時価

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

② 株主総会の特別決議(平成17年12月23日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	233, 500
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 233,500 資本組入額 116,750
新株予約権の行使の条件	(ア)本新株予約権者は、権利行使時代報子会報係、当社、当社、当社、当時代子会関係、当社、当時のでは、当時のでは、当時のでは、当時のでは、一年のでは、一年のでは、当時のでは、一年のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
 - 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times $\frac{1}{分割・併合の比率}$

3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

既発行株式数 + 新規発行(処分)株式数×1株当たり払込(処分)金額 新規発行(処分)前の時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額×-

既発行株式数+新規発行(処分)による増加株式数

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2 株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

会社法第240条第2項および同条第3項の規定に基づくストックオプション

① 取締役会の決議(平成20年2月21日)

## 1 四半判会計期間末現在 (平成22年12月31日) 新株子約権の数(個) 新株子約権の5 5 自己新株子約権の数 一 新株子約権の目的となる株式の種類 新体子約権の目的となる株式の数(株) 622 新株子約権の行使時の払込金額(円) 第株子約権の行使時の払込金額(円) 第株子約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円) (ア) 新株子約権者の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円) (ア) 新株子約権者の行使時に おいても、当社、当社の正安が権者のとし、任命に対し、政治権者の記とを要決し、任年追職、その他制権権の指針行使時に おいても、当社、当社の服務 後、監査役または従業員のいずれかの地位を対し、定の他制権を利益によった過去が開発することを要決任策に対し、任何制度を対した場合。 新株子約権の行使は認めないもは、第287条の定めに基づき消滅するものとする (ア) 新株子約権者が組続による新株子約権の行使は記めないもは、第287条の定めに基づき消滅するものとする (エ) 新株子約権者の相続とによる新株子的権のとした場合、新株子的権のは表づき消滅するものとする (エ) 新株子的権のは、当社の予会社は、当社の予会社は、当社の政治を含む、法では当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位もも成れてきない。 新株子約権の権利性を会認めることがない旨の決議をすることとがない旨の決議をすることがない言がない言がない言がない言がない言がない言がない言がない言がない言がない言		
新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 新株予約権の目的となる株式の数(株) 622 新株予約権の目的となる株式の数(株) 622 新株予約権の行使時の払込金額(円) 222,627 平成25年 9月30日 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 発行価額 222,627 資本組入額 111,314 (ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 発行価額及び資本組入額(円) (ア) 新株予約権者に、権利行使時におったは、主たは当社の収益社の収縮、役、監査投または従業日のいずれかの地位を有いまでは、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めないものとし、当該新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の提任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めないものとし、当該新株予約権は会社、この限りでない。 (イ) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の行使の条件 第287条の定めに基づき消滅するものとし、当該新株予約権の行使は会社といった。 20 大学		第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の数(個)	311
新株子約権の目的となる株式の数(株) 622 新株子約権の行使時の払込金額(円) 222,627 新株子約権の行使時の担い金額(円) 222,627 新株子約権の行使により株式を発行する場合の 接行価額 222,627 株式の発行価額及び資本組入額(円) 発行価額及び資本組入額(円) 222,627 資本組入額 111,314 (ア) 新株子約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社・表には当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有力ることをよる場合は、この限りでない (イ) 新株子約権者が現代は認めるとの服りでない (イ) 新株子約権者が現代は認めないも必とり、新株子約権の行使は認めないものとし、当該新株子約権の行使は認めないものとし、当該新株子約権の行使は認めないものとし、当該新株子約権の行使は認めないものとし、当該新株子約権の行使は認めないものとし、当該新株子約権の行使は認めないものとし、当該新株子約権の行使は認めないものとし、当該新株子約権の行使は認めないものとし、当該新株子約権の行使な認めといができる。ただし、家の方法の対し会社、第287条の作はできなわらのとする (エ) 新株子的権の権、の1 個未満の行使はできないものとする (エ) 新株子的権の権、201 日本活なでも言る。ただし、取締役会で当該対策・大利権の権利で使を認めとたいできる。この場合は社法第287条の定めに基づき消滅するものとする (本) 新株子約権の議選をすることがない旨の決議をすることがない旨の決議をすることがない旨の決議をするには、国当該新株子約権の議選に関する単立、国籍のは、国籍の権利は、国籍の利は、国籍の利は、国籍の権利は、国籍の利は、国籍の利は、国籍の利は、国籍の権利は、国籍の利は、国利は、国籍の利は、国籍の利は、国籍の利は、国籍の利は、国籍の利は、国籍の利は、国利は、国利は、国利は、国籍の利は、国籍の利は、国利は、国利は、国利は、国利は、国利は、国利	新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株子約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の行使期間 平成22年4月1日から 平成25年9月30日 第株予約権の行使により株式を発行する場合の 接式の発行価額及び資本組入額(円) 第本組入額 111,314 (ア) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子政・ と、と、監査役または従業員のの政・ さ、ただし、日期満には難後の極者と 取締役会が認めた場合は、この限りでない。 (イ) 新株予約権者が発亡した場合 新株予約権分付使は基づるものとし、当該新株予約権付を付は認めならいとし、当該新株予約権付を付は認めならいとし、当該新株予約権付を付は認めならいとし、当該新株予約権付を付は認めているものとし、当該新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができるただし、新株予約権者が3287条の定めに基づき治域するものとも、新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使するととができる。ただし、新株予約権の関連会業日のいずれの地位も有には会いでものとする (エ) 新株予約権者が当社、当社の日域を終役、監査化対していずれの地位も有になくなった時代のいずれの地位も有になくなった場合、予約権の権利行使を認めるとがない旨の決議をすることがない自の決議をすることがない自の決議をするととがない自の決議をするととがない自の決議をするととがない自の決議をすることがあいまります。この場合においては、当該新株予約権の譲渡に関する事項 譲渡するには、取締役会の承認を要する	新株予約権の目的となる株式の数(株)	622
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 様式の発行価額及び資本組入額(円) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 模本組入額(円) (ア) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社 または当社、監査役または定業員のいずれかの地位を有任期満了なることを要する。ただし、指導了では、理由が表している。 を組みらが認めた場合は、この限りでない。 (イ) 新株予約権者の相様が死亡した場合、 新株予約権者の相様が死亡した場合、 新株予約権者の相様が死亡した場合、 新株予約権者の相様が死亡した場合、 新株予約権者の相様が死亡した場合、 新株予約権者の相様が死亡した場合、 新株予約権者が死亡とし、当該新株予約権と会がは、この限りでない。 (イ) 新株予約権者でに基づき消滅するものとし、当該新株予約権は会社と第287条の定めに基づき消滅するものとする。 (ウ) 新株予約権者がは、この割当数とし、 ができる。ただし、新株予約権者が当社、当社の日のとする。 (エ) 新株予約権者が当社、当社の日のとする。 (エ) 新株予約権者が当社、当社の日のとする。 (エ) 新株予約権を対していてきないものとする。 (エ) 新株予約権を対していていてきる。ただし、新体予約権と会ではなった場合、当社は、取得行使をなった場合、予約権は会社となった場合、予約権は会社と第287条の定めに基づき消滅するものとする。 新株予約権の譲渡に関する事項 (議) まずるには、取締役会の承認を要する。	新株予約権の行使時の払込金額(円)	222, 627
株式の発行価額及び資本組入額(円) (ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社 または当社の関連会社の取締 役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期高丁による予約 権者の退任または退職後の権利行使にき正当な理由があると 取締役会が認めた場合は、この限りでおりで名が権者が用続しによる新株予約権省の目代表に認めないもし、当該新株予約権省のに基づき消滅するものとする。 たじ、新株予約権者が用続したは、第287条の定めに基づき消滅するものとする。 たじ、新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。たじ、新株予約権者が当社、会和当者を行してきないのとする (エ)新株予約権者が当社、当社の関連会社ののとする (エ)新株予約権の行使を認めるとができる。 たり (本) 新株予約権の行使を認めることができる。 この場合には、取締役会で当該所株予約権の権利決議をで当該方株予約権の権利決議をでいた場所株予約権の権利決議をでいた場所株予約権の権利決議をでいた場所株予約権の権利決議をできることがない。 この場合に対いては、当該新株予約権は会社と対第287条の定めに基づき消滅するものとする	新株予約権の行使期間	
おいても、当社、当社の子会社 または当社の関連会社の取締 役、監査役または党員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満の他衝株子約権者の退任または退職後の権利 行使につき正当な理由があると 取締役会が認めた場合は、この 限りでない (イ)新株予約権者が死亡した場合、 新株予約権者が相にしたよるも新 株予約権の行使は認めないもし、、当該新株予約権者の担法 第287条の定めに基づき消滅するものとし、当該新株予約権者は会社法 第287条の定めに基づき消滅するものとし、当該が株子約権者は、その割当数の 一部または全部を行使は認めるいるとし、当該の主めに基づき消滅するものとする (ウ)新株予約権者は、その割当数の 一部または全部を行し、できないものとする。ただし、新株子約権 の1個未満の行使はできないものとする。ただし、新術役会の下記を社会では当社の関連会員のいずれの地位も有となくなで当ない。 ができる。ただし、新術役会の下記をすることがない「の決議をすることがない「の決議をすることがない「の決議をすることがない「の決議をすることがない「の決議をすることがない」の決議をするととがない「の決議をすることがない」の決議をするととがない「の決議をすることがない」の決議をすることがない「の決議をすることがない」の決議をすることがない。当社は、取締役会の予認をする。 とする		資本組入額 111,314
新株丁利権の護機に関する事項 する する		社社 ずす退約利との 会締い要る予権るこ 当会に 所称のあ、 当会をよれては監のた定のに役で予予権では監別をも当者では、 を、者使統がは、たになは消 も当査位し、職ま正認 も当査位し、職ま正認 も当在付任、そはなめたでの表し、 をで予予権の表し、場よい会説 をのするない権権でで予予権の方法 をのするない権力がのがのが、 をのするない権力がのがのが、 をがり、 をのするがのででであるが、 をがり、 をがり、 をがり、 をがり、 をがり、 をがり、 をがり、 をがいるがのででであるが、 をがいるがのででであるが、 をがいるがのででであるが、 をがいるがのでが、 をがいるがのででであるが、 をがいるがのでが、 をがいるがののが、 をがいるが、 をがいるがのでが、 をがいるがののが、 をがいるが、 をでいるが、 をがいるが、 とできするが、 とできるのす。 とできるが、 とできるが、 とできるのするが、 とできるが、 とできるが、 とできるのするが、 とできるのできるが、 とできるのする。 とできるが、 とできるが、 とできるのする。 とできるのする。 とできるが、 とがいるが、 とがいが、 とがいるが、 とがいるが、 とがいるが、 とがいるが、 とがいるが、 とがいるが、 とがいるが、 とがいるが、 とがいるが、 とがいるが
代用払込みに関する事項 該当事項はありません	新株予約権の譲渡に関する事項	
	代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	(平成22年12月31日)
滅る。 設分 (以 為」 組織 者者に 者者に 会者 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	社が、合併(当社が合併により 会所(当社が合併により 会に限る)、吸収分割、 場合に限る)、吸収分割、 株式交換または株式移編 以上を総称してる場合生時に「組織いて は、という)をする場合生時に「 の場合という)をするが権(以下「 をいう)をするが、 の場合にに残権 という)をは、 をいう)の場合にない をないる。 をないる。 をは、 をないる。 をは、 をは、 をいう)の場合にない をは、 をいう)のよとする。 には、 をいう)のととする。 には、 をいう)のととする。 には、 をいう)のととする。 には、 をいう)のととする。 には、 をいう)のととする。 のが、 をいる、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
 - 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times $\frac{1}{$ 分割・併合の比率

3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

既発行株式数+ 新規発行(処分)株式数×1株当たり払込(処分)金額

新規発行(処分)前の時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額×-

既発行株式数+新規発行(処分)による増加株式数

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2 株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

② 取締役会の決議(平成21年1月30日)

	第1四半期会計期間末現在
	(平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	638
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	638
新株予約権の行使時の払込金額(円)	153, 200
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日から 平成26年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 153, 200 資本組入額 76, 600
新株予約権の行使の条件	(ア) 新いまでは、
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要 する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消新 設分割、係付(当社が合併により)新 設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再に、組織再に、組織再での効力発生時下「組織存在、新株子的の効力発生時下「終済を大力に、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をである。 第1項第8号 (以下予約金、大力をでは、大力をできないが、大力をできないかが、大力をできないが、大力をできないが、大力をできないが、大力をできないが、大力をできないが、大力をできないが、大力をできないかが、大力をできないが、大力をできないが、大力をできないが、大力をできないが、大力をできないが、大力をできないが、大力を表しまする。まりは、大力を表しますないが、大力を表しますないいが、大力を表しますないからないからないが、大力を表しますないいからないからないからないからないからないからないからないからないからないか

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
 - 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times $\frac{1}{$ 分割・併合の比率

3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

既発行株式数+ 新規発行(処分)株式数×1株当たり払込(処分)金額

新規発行(処分)前の時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額×-

既発行株式数+新規発行(処分)による増加株式数

4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

③ 取締役会の決議(平成22年1月28日)

	第1四半期会計期間末現在
	(平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	614
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	614
新株予約権の行使時の払込金額(円)	188, 321
新株予約権の行使期間	平成24年3月1日から 平成27年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 188,321 資本組入額 94,161
新株予約権の行使の条件	(ア) 新いた で
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、株式交換または株式移転(以上を総称している)をする場合には、場所では、場所では、場所では、場所では、場所では、場所では、場所では、場所で

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
 - 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times $\frac{1}{$ 分割・併合の比率

3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

既発行株式数+ 新規発行(処分)株式数×1株当たり払込(処分)金額

新規発行(処分)前の時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額×-

既発行株式数+新規発行(処分)による増加株式数

4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

④ 取締役会の決議(平成22年2月18日)

新株子約権の数(個)	C 100000 DELLA 1 D 10000 T 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
新株予約権のうち自己新株予約権の数		第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	新株予約権の数(個)	200
新株子約権の目的となる株式の数(株)	新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の行使時の払込金額(円) 新株予約権の行使期間	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の行使期間 平成24年 4 月 1 日から 平成27年 9 月 30 日 第株子約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額 (円) 第本組入額 92,552 (ア) 新株予約権者は、権利行使時においても、地関連会社の取締後、監査役またはることを受退した。定年退職、その他新株予約権ののいずれかの地位を全任期満了によるう。ただし、定年退職との地域者といる。ただし、定年退職との地議者では、近期のとし、当該新株予約権の行使に認めた場合は、この限分でおり、対策・予約権者では認めた場合は、この限分では認めた場合は、この限分では認めた場合は、この限が行政に基づき消滅するものとし、当該新株予約権の行使は認めよいとし、当該新株予約権の行使は認めませる。 (プ) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使するうことがの1個未満の行使はできないものとする (プ) 新株予約権者が当社、会社の下できる。ただし、資本経費のに対していずれの地位も取得を会に対していてきる。とがない旨の決議をすることがない旨の決議をする。この場合において追談所体判行使を会に認めることがない旨の決議をする。この場合において追談所体別行使を認ることがない自の決議をする。この場合において追談所は対策をする。この場合において追談所は対策をする。この場合において追談所は対策をする。この場合において追談所は対策をする。この場合において追談所は対策をする。この場合において追談所は対策をする。この場合において追談所は対策をする。この場合において追談所は対策をする。この場合において追談所は対策をする。この場合において追談所は対策をする。この場合において追談所は対策をする。この場合において追談所は対策をする。この場合において追談所は対策をする。この場合において追談が表する。この場合において追談が表する。この場合に対策をする。この場合に対策をする。この場合に対策をする。この場合に対策をする。このは、対策を対策をする。このは、対策を対策をする。このは、対策を対策をする。このは、対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対	新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株子約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円) 新株子約権の行使により株式を発行する場合の 検工組入額 92,552 (ア)新株子約権者は、権利行使時に おいても、も当社、当社の子会社 主たは当社のの取締 役、監査役またはは業員のの取締 後、監査役または退職後の福むと 石生期満しても正当な理し 任、定年退職、そは退職後の権利 行使につき正当な理めた場合は、この 限りでない (イ)新株子約権者が死亡した場合。 新株子約権者が死亡した場合。 新株子約権者の相続人による初 大子的権の行使は認めなしと し、当該新株子約権付度は認めなしと とし、当該新株子約権付度は認めるし とし、当該新株子約権付度は認めるし とし、当該新株子約権付度は認めるし とし、当該新株子約権が要はは会社が 第287条の定めることができる。ただし、新株子の制 の1個未満の行使はできないも の1個未満の行使はできないも の2とする (エ)新株子約権者が当社、当社のみ 会社または当社の関連会社の取 治社としていること権 の1個未満の行使なで当該るこ とがない旨の決済をすること がない自の決済をすることは、 当社が取り向い ずれの地位も有においていきることがない自の決済をすることは、 当該新株子約権は会社法第287 条の定めに基づき消滅するもの 新株子約権の譲渡に関する事項	新株予約権の行使時の払込金額(円)	185, 104
株式の発行価額及び資本組入額(円)	新株予約権の行使期間	1 // 1 / 1 / 1
おいても、当社、当社へ可保 または当社の関連会社の取締 役、監査役または発真のいずれかの地位を有することを多いまする。ただし、任期満了によるみ 佐、定年退職、その他新株予約 権者の退任または退職後の権利 行使につき正当な理由があると 取締役会が認めた場合はによるもの 限りでない (イ) 新株予約権者が死亡した場合、 新株予約権者の相続人ないも法 第287条の定めに基づき消滅するものとし、当該新株予約権は会社法 第287条の定めに基づき消滅するものとし、当該所体予約権との割当数の 一部または全部を行使は認める。 ができる。ただし、新株予約権 の1個未満の行使はできないをする。ただし、新株予約権 の1個未満の行使はできないできなった対し、のとする (エ) 新株予約権者が当社、当社の子 会社または当社の関連会員のいずれの地位も有になくなった数 統役、監査役またはは、のとする 総役、監査役またはは、のによりのによった ができる。この場合においてば、 当社は、取締役会で認めることがない自分、決議をすることがない自分、決議をすることがない自分、決議を記しては、 当社は、のによりによった数 株子的権の権利行使を認ることがない自分、決議を記さいては、 当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するもの とする 新株予約権の譲渡に関する事項		資本組入額 92,552
新体了が他の議 機に 関する事項 する する		社、
代用払込みに関する事項 該当事項はありません	新株予約権の譲渡に関する事項	
	代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(当社が合併に制 場合に 場合に 場合に 場合に 場合に 場合に 場合に 場合に

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
 - 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times $\frac{1}{$ 分割・併合の比率

3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

既発行株式数+ 新規発行(処分)株式数×1株当たり払込(処分)金額

新規発行(処分)前の時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額×-

既発行株式数+新規発行(処分)による増加株式数

4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年11月15日 (注)	△700	133, 688	_	2, 562, 740	_	2, 367, 809

⁽注) 自己株式の消却による減少です。

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(注) 大和証券投資信託委託株式会社から平成23年2月3日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により平成23年1月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けています。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
大和証券投資信託委託	東京都中央区日本橋茅場町 二丁目10番5号	7, 020	5. 25

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しています。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株) 議決権の数(個		内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)) — — —		_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 700	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 133,688	133, 688	権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式
単元未満株式	_	_	_
発行済株式総数	134, 388	_	_
総株主の議決権	_	133, 688	_

⁽注) 1 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式の7株 (議決権7個) が含まれています。

² 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式はありません。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エムティーアイ	新宿区西新宿 3-20-2	700	_	700	0. 52
∄ †	_	700	_	700	0. 52

⁽注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月
最高(円)	107, 900	147, 800	178, 600
最低(円)	97, 300	99, 800	136, 200

⁽注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)おけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までに役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しています。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)および前第1四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)および当第1四半期連結累計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)および前第1四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表ならびに当第1四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)および当第1四半期連結累計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けています。

固定資産合計

資産合計

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:千円) 前連結会計年度末に係る 当第1四半期連結会計期間末 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日) (平成22年9月30日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 3, 099, 008 2, 234, 023 売掛金 7, 784, 968 7, 669, 115 繰延税金資産 562, 727 789, 718 その他 540, 321 647, 752 貸倒引当金 $\triangle 340,458$ △333, 355 流動資産合計 10, 781, 582 11, 872, 239 固定資産 **※**1 有形固定資産 Ж1 229,093 268, 191 無形固定資産 ソフトウエア 1,633,206 1,511,065 のれん 441,862 その他 14,041 11, 439 2, 089, 110 1, 522, 504 無形固定資産合計 投資その他の資産 投資有価証券 260, 286 324, 413 敷金及び保証金 427, 453 594, 264 繰延税金資産 572,631 508, 979 その他 50, 298 88, 110 貸倒引当金 △10, 406 △10, 402 投資その他の資産合計 1, 338, 074 1, 467, 553

3, 695, 376

14, 476, 959

3, 219, 151

15, 091, 391

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)	
負債の部			
流動負債			
買掛金	2, 281, 427	1, 979, 920	
1年内返済予定の長期借入金	200, 196	200, 196	
未払金	1, 678, 051	1, 359, 546	
未払法人税等	171, 384	1, 248, 988	
賞与引当金	146, 169	_	
コイン等引当金	810, 398	869, 627	
その他	424, 803	629, 230	
流動負債合計	5, 712, 430	6, 287, 509	
固定負債			
長期借入金	249, 265	299, 314	
退職給付引当金	182, 831	158, 934	
負ののれん	83, 851	86, 130	
その他	107, 096	141	
固定負債合計	623, 044	544, 520	
負債合計	6, 335, 475	6, 832, 029	
純資産の部			
株主資本			
資本金	2, 562, 740	2, 562, 740	
資本剰余金	3, 072, 920	3, 072, 920	
利益剰余金	2, 298, 471	2, 580, 485	
自己株式	_	△90, 624	
株主資本合計	7, 934, 133	8, 125, 522	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	30, 618	21, 564	
為替換算調整勘定	\triangle 1, 220	△1,590	
評価・換算差額等合計	29, 398	19, 973	
新株予約権	126, 484	113, 865	
少数株主持分	51, 467		
純資産合計	8, 141, 484	8, 259, 361	
負債純資産合計	14, 476, 959	15, 091, 391	

(単位:千円)

(単位:十)			
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
売上高	7, 262, 743	7, 961, 105	
売上原価	2, 040, 005	2, 037, 424	
売上総利益	5, 222, 738	5, 923, 681	
販売費及び一般管理費	*1 4, 825, 046	^{**1} 5, 021, 360	
営業利益	397, 691	902, 321	
営業外収益			
受取利息	10	60	
負ののれん償却額	2, 279	2, 279	
新株予約権戻入益	<u> </u>	1,605	
その他	3, 559	3, 418	
営業外収益合計	5, 849	7, 363	
営業外費用			
支払利息	4, 614	3, 998	
持分法による投資損失	12	1, 352	
原状回復費用	_	7, 644	
その他	2, 510	866	
営業外費用合計	7, 138	13, 861	
経常利益	396, 403	895, 822	
特別損失			
固定資産除却損	30, 380	_	
投資有価証券評価損	_	75, 413	
のれん減損損失	_	161, 096	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	<u> </u>	27, 821	
特別損失合計	30, 380	264, 332	
税金等調整前四半期純利益	366, 022	631, 490	
法人税、住民税及び事業税	55, 299	197, 847	
法人税等調整額	68, 235	157, 124	
法人税等合計	123, 534	354, 972	
少数株主損益調整前四半期純利益		276, 518	
少数株主利益		_	
四半期純利益	242, 487	276, 518	

(単位:千円)

	(単位:十円)
期間 当 日 日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)
6, 022	631, 490
5, 965	258, 152
9, 648	△59, 229
0, 400	23, 897
$\triangle 16$	△67
4,614	3, 998
_	75, 413
_	161, 096
_	27, 821
2, 400	△65, 122
7, 364	297, 669
7, 232	159, 541
7, 866	△37, 961
6, 698	1, 476, 699
16	67
4,614	△3, 998
6, 593	$\triangle 1, 244, 358$
5, 506	228, 410
1, 242	△339, 615
_	△364, 111
_	140, 608
2, 573	△12, 319
3, 815	△575, 438
8, 684	△467, 908
3, 825	△50, 049
2, 509	△517, 957
), 818	△864, 984
2, 367	3, 099, 008
	*1 2, 234, 023
	2, 367 1, 549

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) 該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

		当第1四半期連結会計期間
		(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1.	連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間において、新たに株式を取得して子会社となったJibe Mobile株式会社および株式会社リッスンジャパンならびに自己株式の取得により当 社の議決権の所有割合が過半数を超えて子会社となったMShift, Inc. を連結の範囲 に含めています。いずれの会社もみなし取得日を平成22年12月31日とし、当第1四 半期連結会計期間においては、貸借対照表のみを連結しています。 (2) 変更後の連結子会社の数 10社
2.	連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	連結子会社のうち、Jibe Mobile株式会社の決算日は3月31日、株式会社リッスンジャパンおよびMShift, Inc.の決算日は12月31日です。 連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。
3.	会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計 基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指 針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しています。 これにより、営業利益および経常利益はそれぞれ1,652千円減少し、税金等調整 前四半期純利益は29,474千円減少しています。 (2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準 第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準 第22号 平成20年12月26日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に 関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しています。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間

(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しています。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間

(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

一般債権の貸倒見積高の算定方法

当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) 該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間

(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

賞与引当金

当第1四半期連結会計期間末においては賞与支給額が確定していないため、賞与支給見込額のうち当第1四半期連結会計期間の負担額を賞与引当金として計上しています。

なお、前連結会計年度末においては、賞与支給確定額359,143千円を未払費用として計上しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成22年12月31日)	(平成22年9月30日)
※1 固定資産の減価償却累計額有形固定資産の減価償却累計額291,053千円	※1 固定資産の減価償却累計額有形固定資産の減価償却累計額246,187千円

(四半期連結損益計算書関係)

	[結累計期間 F10月 1 日 F12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)		
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。		※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。		
広告宣伝費	2,101,010千円	広告宣伝費	1,975,287千円	
給料及び手当 708,154千円		給料及び手当	786, 280千円	
支払手数料 805,171千円		支払手数料	876, 598千円	
退職給付費用 10,400千円		外注費	275, 436千円	
貸倒引当金繰入額	80,087千円	減価償却費	246, 678千円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間	
(自 平成21年10月1日	(自 平成22年10月1日	
至 平成21年12月31日)	至 平成22年12月31日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結	
貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)	
現金及び預金勘定1,481,549千円現金及び現金同等物1,481,549千円	現金及び預金勘定 2,234,023千円 現金及び現金同等物 2,234,023千円	

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)および当第1四半期連結累計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	133, 688

2 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式		126, 484
合計		_	126, 484

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年12月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	467, 908	3, 500	平成22年9月30日	平成22年12月24日

(2) 基準日が当第1四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	コンテンツ 配信事業 (千円)	自社メディア 型広告事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高 (1)外部顧客に 対する売上高 (2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	7, 160, 766 —	101, 976 43, 972	7, 262, 743 43, 972	(43, 972)	7, 262, 743 —
計	7, 160, 766	145, 949	7, 306, 716	(43, 972)	7, 262, 743
営業利益又は営業損失(△)	510, 433	△74, 837	435, 596	(37, 904)	397, 691

- (注) 事業の区分の方法および各区分に属する主要なサービスおよび製品の名称
 - 1 事業区分の方法……サービスの内容および特性を考慮して区分しています。
 - 2 各事業区分に属する主要な製品等の名称は以下のとおりです。 コンテンツ配信事業……モバイル・コンテンツ配信(公式サイト運営)、広告代理店等 自社メディア型広告事業……モバイル・コンテンツ配信(一般サイト運営)、広告代理店等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) 本邦以外の国または地域に所在する子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) 海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

当社グループは、携帯電話向けのコンテンツ配信(サイト運営)およびそれに関連したサービスを 提供しています。従来、事業セグメントとしてコンテンツ配信事業と自社メディア型広告事業に分け て開示していましたが、自社メディア型広告事業は広告収入型の事業として単独で運営することを目 的としているのではなく、コンテンツ配信事業(有料課金サイト)への送客機能を担うことを大きな 目的とし両者は相互補完的な関係となっていることから、経営資源の配分や業績評価は当社グループ 全体で行っています。したがって、事業セグメントは単一であり、記載を省略しています。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しています。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(取得による企業結合)

Jibe Mobile株式会社の株式の取得および連結子会社化

- (1) 被取得企業の名称および事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的 形式および取得した議決権比率
 - ① 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称 Jibe Mobile株式会社

事業の内容 モバイル、コンピュータシステムに関するソフトウェアおよびサービスに 関する開発、コンサルティング

関する開発、コンサルティング デジタルコンテンツ、アプリケーションに関する開発、運営、ライセンス 販売

セールスプロモーション、広告に関する企画、立案業務

② 企業結合を行った主な理由

国内外におけるソーシャルメディアの拡大が進み、モバイルサービスにおいてもコミュニケーションによる情報価値が向上し、コミュニケーションを軸とした新たなビジネス展開が期待される中、Jibe Mobile株式会社は多種多様な情報を一元管理できるソーシャルアドレス帳アプリ「Jibe」を展開しており、ネット上のソーシャルとリアルの連携など事業領域のさらなる拡大が予想されます。また、当社サービスとの連携においても相互送客による入会導線の拡大のほか、900万人を超える有料会員規模を有するコンテンツにおけるさまざまな相乗効果が期待されることから、同社を連結子会社化しました。

③ 企業結合日

平成22年11月26日

④ 企業結合の法的形式

株式の取得(第三者割当増資の引受け、既存株主からの取得、新株予約権の取得および権利行 使)

⑤ 取得した議決権比率

平成22年11月26日に、Jibe Mobile株式会社が実施した第三者割当増資を引受け、1,200株の株式を取得しました。当該時点における議決権比率は51.7%です。

平成22年12月27日に、既存株主から株式および新株予約権を取得、同日に当該新株予約権を行使 し、合わせて1,100株の株式を取得しました。以上の結果、当第1四半期連結会計期間末における 議決権比率は84.6%です。

- (2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間 平成22年12月31日をみなし取得日としているため、該当ありません。
- (3) 被取得企業の取得原価およびその内訳

株式の対価 現金 700,000千円 (注)

取得原価 700,000千円

- (注)(1)④に記載した各取引を一連の取引として取得原価およびその内訳を算出しています。
- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間
 - ① 発生したのれんの金額

418, 152千円

② 発生原因

企業結合の時価純資産が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして計上しています。

③ 償却の方法および償却期間

みなし取得日の翌月より3年間にわたって均等償却しています。

(5) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る 四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額 金額の重要性が乏しいため、省略しています。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末		前連結会計年度末	
(平成22年12月31日)		(平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	59, 568円03銭	1 株当たり純資産額	60, 929円15銭

2 1株当たり四半期純利益および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間		当第1四半期連結累計期間	
(自 平成21年10月1日		(自 平成22年10月1日	
至 平成21年12月31日)		至 平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	1,804円52銭 1,793円16銭	1株当たり四半期純利益 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	2, 068円39銭 一

- (注) 1 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している 潜在株式が存在しないため、記載していません。
 - 2 1株当たり四半期純利益および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	242, 487	276, 518
普通株主に帰属しない金額 (千円)	_	_
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	242, 487	276, 518
普通株式の期中平均株式数 (株)	134, 377. 76	133, 688. 00
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	_	_
普通株式増加数(株)	851. 21	_
(うち新株引受権) (株)	(8. 36)	(-)
(うち新株予約権) (株)	(842.85)	(-)

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(ストックオプションとしての新株予約権の発行について)

当社は平成23年1月27日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役は除く)および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しました。

1 ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

2 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役6名当社従業員92名

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社取締役に対しては、普通株式392株を上限とする。 当社従業員に対しては、普通株式477株を上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、当社が必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の数

当社取締役に対しては392個、当社従業員に対しては477個を上限とする。

なお、上記(2)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の数 を乗じた数とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、割当日において算定される新株予約権の公正価額とする。ただし、新 株予約権の払込みは、割当てを受ける当社取締役および当社従業員が、当社に対して有する報酬請 求権と相殺するため、金銭による払込みを要しない。

なお、新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ式を用いて算定する。

(5) 新株予約権の割当日

平成23年2月15日

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、株式分割または株式併合、時価を下回る価額での新株式の発行または自己株式の処分、その他行使価額を変更することが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

平成25年3月1日から平成28年9月30日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則 第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生 じる1円未満の端数は切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
 - ハ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(11) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(12) 組織再編行為時の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(13) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、 これを切り捨てるものとする。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月15日

株式会社エムティーアイ 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 斉 藤 浩 史 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 秀 之 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムティーアイの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社エムティーアイ 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 斉 藤 浩 史 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 浩孝 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムティーアイの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成23年2月14日

【会社名】 株式会社エムティーアイ

【英訳名】 MTI Ltd.

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 コーポレート・サポート本部長 松 本 博

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長前多俊宏および当社最高財務責任者松本博は、当社の第16期第1四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。